

社会福祉法人正覚会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正覚会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。(理事長については、第5条に定める。)

2 交通費が、費用弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 交通費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長の報酬)

第5条 理事長については、報酬の年額を別表4により支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実費を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならぬ。

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償費
理事会出席報酬等	11,000円	1,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円

別表 2

名 称	報 酬	費用弁償費
理事及び評議員業務報酬等	30,000円	1,000円
監事監査指導報酬等	30,000円	1,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実 費	11,000円	11,000円	実 費

別表 4

名 称	報 酬 (年額)
理事長報酬	8,000,000 円